

平成25年第7回国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会議事要旨

日 時：平成25年7月10日（水） 午後2時45分～

場 所：第二会議室

出席者：吉田 晃敏学長，飯塚 一理事，竹中 英泰理事，渡部 剛教授
千葉 茂教授，服部 ユカリ教授，林 要喜知教授，高井 章教授，
千石 一雄教授，作宮 洋子教授，立野 裕幸教授，吉田 貴彦教授
久保 進事務局長

欠席者：松野 丈夫理事，藤尾 均副学長

陪席者：宮森 雅司監事，太田学長政策推進室長，石川総務部長，小出教務部長，
社本監査室長，大石総務課長，堤企画評価課長，伊藤会計課長，西田学生支援課長

議事に先立ち，学長から，平成25年7月1日付けで選任された教育研究評議会評議員の紹介，及び同日付けで就任した役員等の報告が行われた。

次いで，学長から，平成25年第6回（平成25年6月26日開催）教育研究評議会の議事要旨が諮られ，これが了承された。

議 題

1. 教員の人事について

（議事の進行上，議題1（1）に先立って報告事項の1. 学長報告（1）について学長から報告があった。）

（1）助教候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料1に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり助教候補者とすることが了承された。

（2）助教候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料2に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり助教候補者とすることが了承された。

（3）助教の出向について

本件について，学長から発議及び事前配布資料3に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり出向を命じることが了承された。

（4）診療助教候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料4に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり診療助教候補者とすることが了承された。

2. 平成25年度非常勤講師の任用について

本件について、学長から発議及び事前配付資料5に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり非常勤講師に任用することが了承された。

3. 教員の再任審査結果について

本件について、学長から発議があり、任期满了日が平成26年2月から6月末日までの17名の方々から再任審査の申請があったこと。再任基準に基づき申請者を判定した結果、資料1のとおり17名が再任可となった旨の報告の後、審議の結果、これが了承された。

なお、再任を可とする再任審査結果通知書を17名の再任申請者に通知する旨学長から付言があった。

4. 教員評価実施要領〔平成25年度実施分〕(案)について

本件について、学長から発議があり、教員評価委員長である飯塚副学長から、教員評価実施要領と概要についての説明があった。

- ①教員評価は現行のシステムに移行し、今回で3回目の実施であり、これまでは試行及び大学情報データベースシステムとの連携があり、2年度分の教員評価を実施してきたこと。
- ②今回は前年度の実績を翌年度に評価する通常サイクルであること。
- ③評価の内容、変更点については「自己申告項目の客観性の確保」に関して、一部見直しを行ったこと。
- ④今回の教員評価実施後に過去5年間のデータを分析し、抜本的な評価の見直しを行うこと。

次いで、堤企画評価課長から資料2に基づき説明があり、審議の結果、25年度実施分の教員評価実施要領について、原案のとおり了承された。

5. 平成25年度研究活動の不正行為防止実施計画(案)について

本件について、学長から発議の後、不正行為防止対策委員会委員長である飯塚副学長から不正行為防止実施計画の策定背景と審議概要について、資料に基づき説明があった。

- ①「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、本学関連規程を整備し、不正行為防止計画を策定、実施してきたこと。また、「体制整備等自己評価チェックリスト」を策定し、不正行為防止に取り組んできたこと。
- ②資料3-2のとおり、文部科学省から通知があり、「研究用物品の検収業務体制の整備状況調査」について回答したこと。
- ③これを受け、資料3-3のとおり、文部科学省から「研究用物品の検収業務における運用の徹底等について」の通知があり、本学の検収業務の運用不徹底が見受けられることから、機関に即した現実的な実効性ある不正防止のシステムの構築を求めるものであること。

引き続き、平成25年度研究活動の不正行為防止実施計画の概要について、加藤研究支援室長から、資料に基づき説明があった。

続いて、飯塚副学長から、内部監査の実施については「監事及び監査室と連携をとって行うこと」とされており、監査室が「平成25年度内部監査実施計画」に基づき実施する旨説明があった。

審議の結果、原案のとおり了承された。

教授会では、最近の研究活動における不正行為等の新聞事例を配布し、不正行為・不正使用防止の徹底に向けて、所属職員への周知を依頼する旨学長から付言があった。

5. ディプロマ・ポリシー（看護学科・修士課程・博士課程）（案）について

本件について、学長から発議があり、平成26年度に受審予定の大学評価・学位授与機構による機関別認証評価の教育関係の審査では、教育の質保証、特にディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー等がポイントとなることから、大学運営会議の下に「機関別認証評価（教育編）に係るワーキング・グループ」を設置し、検討してきたこと。医学科のディプロマ・ポリシーについては、平成25年2月13日開催の本評議会において、カリキュラム・ポリシーについては、平成25年5月15日開催の本評議会において審議・了承されていること。

この度、ワーキング・グループから学士課程看護学科、修士課程看護学専攻、博士課程医学専攻のディプロマ・ポリシー案についての提案があり、大学運営会議の議を経て諮る旨説明があった。

次いで、ワーキング・グループ責任者である飯塚副学長から提案内容について説明があった。

- ①ディプロマ・ポリシーは、中央教育審議会答申で求められている「学位授与の方針」であり、従来のプロセス基盤型教育からアウトカム基盤型教育への転換に繋がるものであること。
- ②カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの3つのポリシーを明確にすることにより、教育の質の保証と国際的通用性に取組む大学の姿勢を示すものとなること。
- ③ポリシーが持つべき性格として、現実的であること、理解可能であること、測定可能であること、行動的であること及び達成可能であることの5つの点に留意し、作業を進めてきたこと。
- ④7月2日（火）開催のワーキング・グループの会議の中で、既に了承されている学士課程医学科ポリシーの字句の一部訂正の提案があったこと。

次いで、看護学科と修士課程のディプロマ・ポリシー原案作業チームの代表である作宮学長補佐及び博士課程のディプロマ・ポリシー原案作業チームの代表である病理学講座の西川教授から資料4-1～2に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 教員の退職について

教員の退職予定者は、資料5のとおりであること。

(本報告事項については、議事の進行上、議題1(1)に先立って行われた。)

(2) 学長選考会議委員の選考について

学長選考会議委員は、経営協議会の学外委員から5名、教育研究評議会から選出された5名及び理事4名の計14名で構成されていること。

学長選考会議委員の任期は、本年6月30日をもって満了となっており、次回以降開催の教育研究評議会において、本評議会からの委員5名を選出すること。

(3) 教育研究評議会議長の職務代行について

教育研究評議会規程第5条第3項の規定に基づく職務の代行については、松野丈夫理事を指名すること。

次回の開催予定日

8月は特別の議題がない限り休会とし、次回の教育研究評議会は、平成25年9月4日(水)14時45分から第二会議室において開催すること。